

## 回 答 書

令和7年6月20日

新庄市地理情報システム整備及び住居表示台帳電子化等業務委託公募型プロポーザルに係る質問について、次のとおり回答します。

No	該当資料名	質問事項	回答
1	実施要領	山形県が発注する業務においては、入札説明書等に共同設計体に関する記載がない場合は、単独事業者による参加に限られるが、本業務についてもプロポーザル実施要領に共同設計体での参加に関する記載がないため、単独事業者による参加に限られると解釈してよろしいか。	お見込みのとおりです。
2	実施要領	仮に共同設計体での参加が認められる場合においては、設計共同体の構成員となるすべての者が「5参加要件」を全て満たす必要があると考えてよろしいか。	上記の回答のとおりです。
3	実施要領	参加申請する者が、デジタル庁が提供する「デジタル地方創生サービスカタログ」TYPE1 Plus 対象サービスに記載された製品を保有していない場合、公開型GISに関する作業をTYPE1 Plus 対象サービスの保有企業に再委託することについては認められると考えてよろしいか。	お見込みのとおりです。
4	実施要領	質問No3が認められる場合においては、再委託先の企業についても「5参加要件」を全て満たす必要があると考えてよろしいか。	再委託先の事業者については、「5参加要件」については、求めません。
5	実施要領 2頁 2(4)	令和10年4月1日から令和13年3月31日の運用の経費について、上限は設定されていますでしょうか。	上限は設定しておりません。こちらについては、「令和8年4月1日から10年3月31日までの運用費」と「令和10年4月1日から令和13年3月31日の運用の経費」について、金額の乖離について確認させていただきます。

6	実施要領 8頁	プレゼンテーションにおいて、企画提案書ほかに、企画提案書等に記載した提案内容を基に作成した、パワーポイント等の資料の仕様は可能でしょうか。	パワーポイントを使用して企画提案書類を説明することは可能ですが、企画提案書類以外の資料の使用は認めません。
7	仕様書 7頁 第3章3.4(1)	基本要件の「庁内型GISで作成したレイヤを、公開型GISに公開できるシステムであること。」とは、市職員が庁内型GISにおいて登録・更新した情報をシステム管理企業の手を介さずにリアルタイムで公開型GISに公開できるシステムのことを指しており、適応できない場合は即時性が担保できないことから参加要件を満たさないと考えてよろしいか。	(1) 基本要件では、「庁内型GISで作成したレイヤを、公開型GISに公開できるシステムである」ことを定めています。ご質問にあるような具体的な内容までは必須としておりません。記載いただいた内容を機能と有しているのであれば、企画提案書及びデモンストレーションでご提案ください。
8	仕様書 9頁 第4章4.2(2)	データ移行のため、Shape、CSV形式の情報に加え、以下の情報についても、システム的に処理が可能な形式で提供いただけたらと考えてよろしいでしょうか。 ・属性の型情報 ・表示設定 ・添付ファイル ・権限情報 ・上記の説明資料 また、これらの情報の提供タイミングや、提供回数などは協議の上で決めさせていただきたく認識でよろしいでしょうか。	提供可能な資料は、Shape形式、CSV形式の情報に加え、office形式もしくは、PDF形式を想定しています。 情報提供のタイミング及び回数は、ご認識のとおりです。
9	仕様書 9頁 第4章4.2(2)	職員独自で作成及び編集したデータを移行する場合でも、他のデータ形式と同様の形で提供いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
10	仕様書 11頁 第4章4.3(2)⑤	届出書及び申請書等の画像ファイルを管理するためのタブを属性画面に設定する旨の記載がありますが、既存の届出書、申請書の電子化は本業務に含まれるでしょうか。必要な場合、枚数はどの程度になりますでしょうか。	既存の届出書、申請書の電子化は含まれません。
11	仕様書 16頁 第7章7.1(2)	公開型GISデータ更新において「2回/年」とありますが、「公示資料04_【別紙4】公開型GIS搭載予定データ一覧」に記載の全てのデータについて、2回/年の更新を行う認識でよろしいでしょうか。2回/年の更新の対象が一部のデータである場合は、その対象データが何かをご教示ください。	2回/年の更新を行うことが必須ということではなく、データが変更され、更新の必要となった場合のみ更新を実施するとお考え下さい。

12	仕様書 16頁、17頁	電話受付時間について、「原則、平日8：30～17：15（土・日・祝日及び12/29～1/3を除く）」とありますが、弊社の始業・終業時間と異なるため、協議の上、変更・調整いただくことは可能でしょうか。	協議による変更・調整は可能です。
13	仕様書 別紙4	「※1 公共測量として令和6年度に撮影された航空写真画像データを令和7年8月末までに調達予定」とのことですが、令和6年度に撮影された航空写真の計画機関、助言番号をご教示ください。	現段階では、調達先と協議中ですので、開示できません。